

令和5年10月吉日

※ 組合ニュース

テールゲートリフターの操作者に対する特別教育が

義務化されます(2024年2月1日施行)

佐賀県電器商業組合

0952-22-9130



特別教育とは

荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務は特別教育の対象になり、事業者は業務に就かせる労働者(従業員)に対し特別教育を実施しなければなりません。

1. テールゲートリフターが装着されている車両は全車両が対象になります。
従いまして既に搭載されている軽トラも対象となります。
2. テールゲートリフターを操作する全ての労働者が特別教育を受けなければなりません。
※個人事業主の場合は本人・奥様・ご家族は対象外です。但し従業員を雇用しておりその従業員が操作する場合は特別教育を受けさせる義務があります。
3. 特別教育とは、必ずしも外部機関で特別教育を受講しなければならないという事ではありません。適任者がいる場合、自社内あるいは組織内で特別教育を実施する事が可能となっています。
 - ・特別教育を実施する為にはテキストが必要になります。
※テキスト購入が必要です。
 - ・講師に特別教育を行うための資格要件は定められていません。
 - ・受講した組合員に対して終了証を発行する義務はありません。
4. 特別教育記録と保存について
 - ・特別教育を行ったときは当該特別教育の受講者、科目、日付、時間、写真の教育記録を作成し、記録の保存は3年間と定められています。事業者は、これを三年間保存しておかなければならない」となっています。

●詳細は組合事務所にお問い合わせください